平成２６年（フ）第４２１号
熊本市東区月出６丁目５番81―302号　直恵コーポ
債務者　山下　光晴
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１０号
熊本市東区下南部２丁目５番８―505号　市営住宅下南部団地２Ｃ―５
債務者　田嶋　瑞子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０号
栃木県真岡市寺内729番地１
債務者　廣瀬　美和
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第４７９号
神戸市須磨区大田町４丁目１番１―804号
債務者　菊村俊治こと　崔　　俊治
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２４号
愛知県小牧市大字間々原新田451番地１　ＣＡＳＡｓｏｃｉｏ206号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３号
広島県福山市木之庄町１丁目７番30号
債務者　川崎　英範
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１７０号
広島県福山市南松永町１丁目26番15―302号　松浦マンション
債務者　松永機材こと　畠山　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０３３号
名古屋市天白区元八事５丁目121番地　浅井ビル305号
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０２２号
東京都江東区南砂５丁目24―５―301
債務者　福澤　志保（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０２３号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11―18―401
債務者　安原万里子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３５号
埼玉県さいたま市岩槻区西町４丁目１―30―203
債務者　村田　奈美
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０３６号
埼玉県和光市白子２丁目17―35―106　ライオンズマンション和光第２
債務者　黒岩由希子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４６号
埼玉県草加市高砂１丁目８―７―602
債務者　大城　友理
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０４７号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町596―１―202
債務者　青木　一由
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０５０号
東京都台東区浅草橋１丁目20―４―102
債務者　齊藤　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０５５号
神奈川県相模原市中央区小山１丁目３―７―101
債務者　浅沼啓一郎
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部